

令和7年度第2回大分市障害者自立支援協議会

日 時：令和8年2月19日（木）10：00～11：30

場 所：大分市保健所大会議室（6階）

【次 第】

1 開 会

2 議 事

（1）基幹相談支援センターの設置について

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

（3）各専門部会の令和7年度活動報告

3 その他

4 閉 会

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

	職 名	
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 教授	滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	欠 木 村 幸 二
4	大分療育センター地域療育連携室 室長	橋 本 和 美
5	大分こども発達支援センター 主任相談支援専門員	黒 島 加 奈
6	大分県立新生支援学校 教頭	秦 久 美 子
7	大分公共職業安定所 統括職業指導官	欠 高 井 智 宏
8	大分県中小企業家同友会大分支部支部長	岩 尾 雅 史
9	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会部会長	欠 橋 本 和 子
10	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
11	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
12	大分市成年後見センター 主事	山 下 晶 央
13	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
14	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
15	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋 吉 一 恵
16	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
17	大分市知的障害者施設協議会 会長	丹 羽 信 誠
18	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
19	特定非営利活動法人レガール 理事長	米 澤 幸 宏
20	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事	早 野 真 弓
21	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(植田地域包括支援センター長)	野 見 山 健 一
22	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者	後 藤 秀 信
23	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長	豊 田 昭 知
24	相談支援センター「もりのおうち」課長	金 澤 康 隆
25	博愛こども成育医療センター部長	欠 柴 山 竜 太 郎
26	大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 苺 弘 城
27	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」	古 川 聖 子
28	大分市障がい者相談支援センター「さざんか」	上 村 加 代
29	大分市教育委員会大分市教育センター 所長	赤 峰 竜 二
30	大分市子どもすこやか部長	高 橋 史 晃
31	大分市福祉保健部長	田 崎 敢

基幹相談支援センターの設置について

昨年2月に開催した本協議会において、「障がい者相談支援センター（以下、「センター」という。）を「基幹相談支援センター」へ移行することを検討する一方、現状「年中無休で開所していること」や「あんしんコールの夜間対応等による勤務体制・職員配置」などの課題もあることから、併せて整理・検討していきたいと説明したところです。

今回は令和8年4月の設置に向けて、これまで3センターとの協議や、令和7年12月に開催した「生活支援部会」における協議等を踏まえ、「開所時間」等の見直しに加え、新たに追加する「地域の相談支援従事者に対する支援」「協議会の運営にかかる業務」について説明します。

(参考) 基幹相談支援センターとは

基幹相談支援センターについて

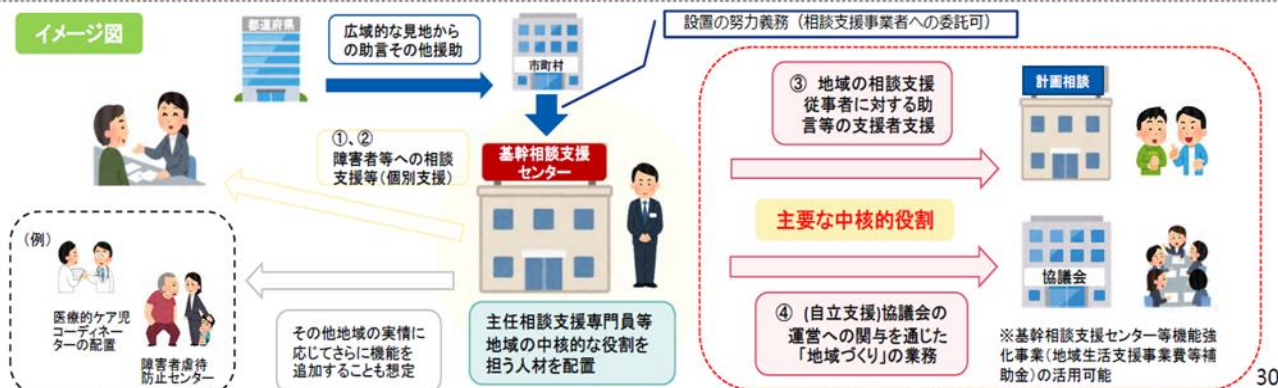
基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

} 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務) ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**



1. センターの運営について（案）

①開所日時について

現在、土日祝日・年末年始（以下、「土日祝日等」という。）も含めて「年中無休の9時～18時」としている「開所日時」について、相談実績等を踏まえて見直し案を検討しました。

令和6年度曜日別相談実績

	月～金	土	日	祝日	全体
さざんか	1,853(98.0%)	20(1.0%)	12(0.6%)	4(0.2%)	1,889
コーラス	523(96.8%)	14(2.5%)	3(0.5%)	0	540
きぼう21	7,435(73.6%)	1,393(13.7%)	946(9.3%)	321(3.1%)	10,095

「きぼう21」は日・祝日も一定の相談件数はありますが、「コーラス」「さざんか」は日・祝日の相談実績が全体の1%以下です。

また、夜間帯については、開所時間以外も「電話転送」等によって対応していることや、勤務時間を見直したいとの3センターからの意向も踏まえ、以下のとおり見直します。

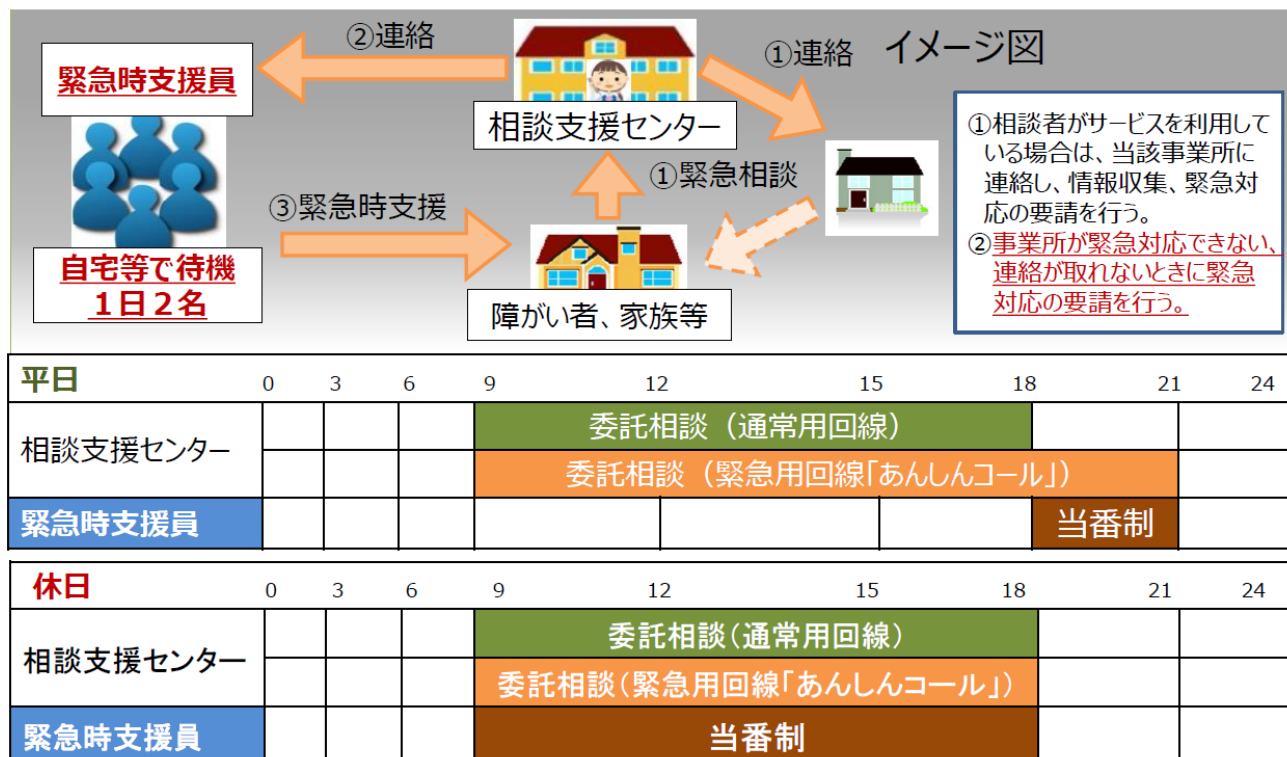
現行	令和8年4月以降（案）
9時～18時 （休所日なし）	月～土 9時～17時45分 （日祝日・年末年始休み）

（参考）夜間帯相談実績（令和5～6年度）

	令和5年度		令和6年度	
	件数	（うち17:15以降）	件数	（うち18:00以降）
さざんか	1,632	66(4.0%)	1,889	46(2.4%)
コーラス	774	10(1.3%)	540	18(3.3%)
きぼう21	10,171	1,014(10.0%)	10,067	49(0.5%)

②あんしんコールについて

あんしんコールとは、家族や介助者の急病による不在、障がい者虐待、障がいの状態変化等に、緊急対応が必要になった場合に備え、センターの職員による「電話対応」のほか、原則2名一組を基本として、障害福祉サービスを提供する市内20の協力法人の「緊急時支援員」が、センターからの要請により、障がい者の自宅等に駆け付け、「状況確認」「安全確保」「宿泊支援」などを行っています。



現在、平日18時以降と土日祝日等は「各センター1名ずつ（計3名）」が待機しており、対応時間や人員配置の見直し案を検討しました。

令和4年度以降のあんしんコール相談実績

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
相談	10件			24件			23件		
	平日昼	平日夜	土日祝	平日昼	平日夜	土日祝	平日昼	平日夜	土日祝
	6件	1件	3件	11件	4件	9件	15件	2件	6件
うち緊急対応	2件			0件			3件		
	平日昼	平日夜	土日祝	平日昼	平日夜	土日祝	平日昼	平日夜	土日祝
	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件

ア. 対応時間

障がい者の重度・高齢化や「親亡き後」を見据えて「現行どおり」とします。

イ. 人員配置

現在、平日の18時以降と土日祝日等は「3名（3センター1名ずつ）」待機していますが、相談実績等も踏まえ、令和8年4月以降は、「2名（2センター1名ずつ）」待機とします。（待機しないセンターも2センターからの電話に対応できる体制にしておく）
また、センターが閉所する日祝日等についても、2名がセンター内で待機します。

	現行	令和8年4月以降（案）
対応時間	月～金 9時～21時 土日祝日等 9時～18時	月～金 9時～21時 土日祝日等 9時～18時
人員配置	月～金 18時～21時 土日祝日等 9時～18時 3名（3センター1名ずつ）	月～金 17時45分～21時 土日祝日等 9時～18時 2名（2センター1名ずつ） ※日祝日等もセンター内で待機

③「障がい種別」について

現在、障がい種別によって、担当センターを分けていますが、国の動向や県の方針（障がい種別にかかわらずワンストップで受けること）や、「きぼう21」が対応している精神相談を分散させることを目的として、「障がい種別」を撤廃した事務局案を提示しました。

（事務局案）

	現行	令和8年4月以降（案）
さざんか	主に「身体障がい」のある方	主に「東部地区」の方
コーラス	主に「知的障がい」のある方	主に「中部地区」の方
きぼう21	主に「精神障がい」のある方	主に「西部地区」の方

（部会委員の意見）

- ・「障がい種別」を「地区ごと」に変更することで、相談者が混乱する可能性がある。
- ・「地区ごと」に変更することで、これまで積み上げてきた専門性が失われないか。
- ・国の動向等もあるかもしれないが、本市はこれまで3センターが同一場所で実施するという全国的にも珍しい形で問題なく運営できている。それぞれ一長一短あるが、相談者やセンター職員にとっては、現行の体制が安心できるのではないか。

	現行	令和8年4月以降（案）
さざんか	主に「身体障がい」のある方	現行どおり
コーラス	主に「知的障がい」のある方	
きぼう21	主に「精神障がい」のある方	

④相談体制について

事務局としては、生活支援部会委員の意見も踏まえ、障がい種別に応じた現行の体制を維持する一方で、「精神相談」については年々増加していることに加え、メンタルヘルスの不調や精神疾患は誰もが経験しうる身近な疾患でもあり、その対応・支援力の向上が喫緊の課題であると捉えています。

このようなことから、「きぼう21」が対応している一部相談者から頻回にある精神相談（以下、「頻回相談」という）について、3センターで分担することとし、最終案として以下のとおり整理するとともに、県に対して「基幹相談支援センター」として設置できることを確認しました。

(最終案)

		現行	令和8年4月以降(案)
名称		大分市障がい者相談支援センター さざんか・コーラス・きぼう21	大分市基幹相談支援センター さざんか・コーラス・きぼう21
①開所日時		年中無休 9時～18時	月～土(日祝日・年末年始休み) 9時～17時45分
②あんしんコール	対応時間	月～金 9時～21時 土日祝日等 9時～18時	変更なし
	人員配置	月～金 18時～21時 土日祝日等 9時～18時 3名(3センター1名ずつ)	月～金 17時45分～21時 土日祝日等 9時～18時 2名(2センター1名ずつ) ※日祝日等もセンター内で待機
③障がい種別		主に「身体障がい」のある人 → さざんか 主に「知的障がい」のある人 → コーラス 主に「精神障がい」のある人 → きぼう21	変更なし
④相談体制		頻回相談 きぼう21 巡回相談 コーラス 障がい児相談支援 コーラス	「3センター」が実施

2. 相談支援従事者等に対する支援について（案）

相談支援専門員に対する人材育成や質の向上を目的として、これまでも取り組んできたところですが、新たに「主任相談支援専門員」との連携を図ることで、相談支援従事者に対する支援の充実・強化に努めます。

取組	目的	内容
個別事例の支援	後方支援	個別事例に対する相談・助言ほか
相談支援部会	人材育成、関係機関との連携強化	地区別・分野別部会の開催ほか
事例検討会	事例検討を通じた専門的な指導	事例検討会の開催
主任相談支援専門員との連携	協働体制の構築	事例検討会の企画・運営、困難事例への後方支援ほか

3. 協議会運営について（案）

これまで本協議会の事務局については、専門部会を含めて主に「障害福祉課」が担ってきたところですが、令和8年4月以降は、「センター」が事務局として参画することで、関係機関との連携強化も含めて、協議会への関与を通じた「地域づくり」に努めることとします。

（◎ 主担当、○ 副担当）

	さざんか	コーラス	きぼう 21	主な関係者・機関
本会・事務局会議	◎	◎	◎	
こども・医ケア部会	○	◎	○	児童発達支援センター 医療的ケア児支援センター 医ケアコーディネーター
生活支援部会	◎	○	○	
就労支援部会	○	○	◎	障害者就業・生活支援センター
差別解消推進部会	○	○	○	差別解消・権利擁護センター
相談支援部会	◎	◎	◎	主任相談支援専門員

※定期的に「事務局会議」を開催し、専門部会を含む具体的な協議・活動内容等を検討

障害福祉課 : 事務局会議運営、各会議の組立・資料作成、開催案内発送ほか
 センター主担当 : // 運営、各会議の組立・資料作成、会議当日の進行ほか
 センター副担当 : 主担当の補佐、議事録・報告書の作成ほか

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

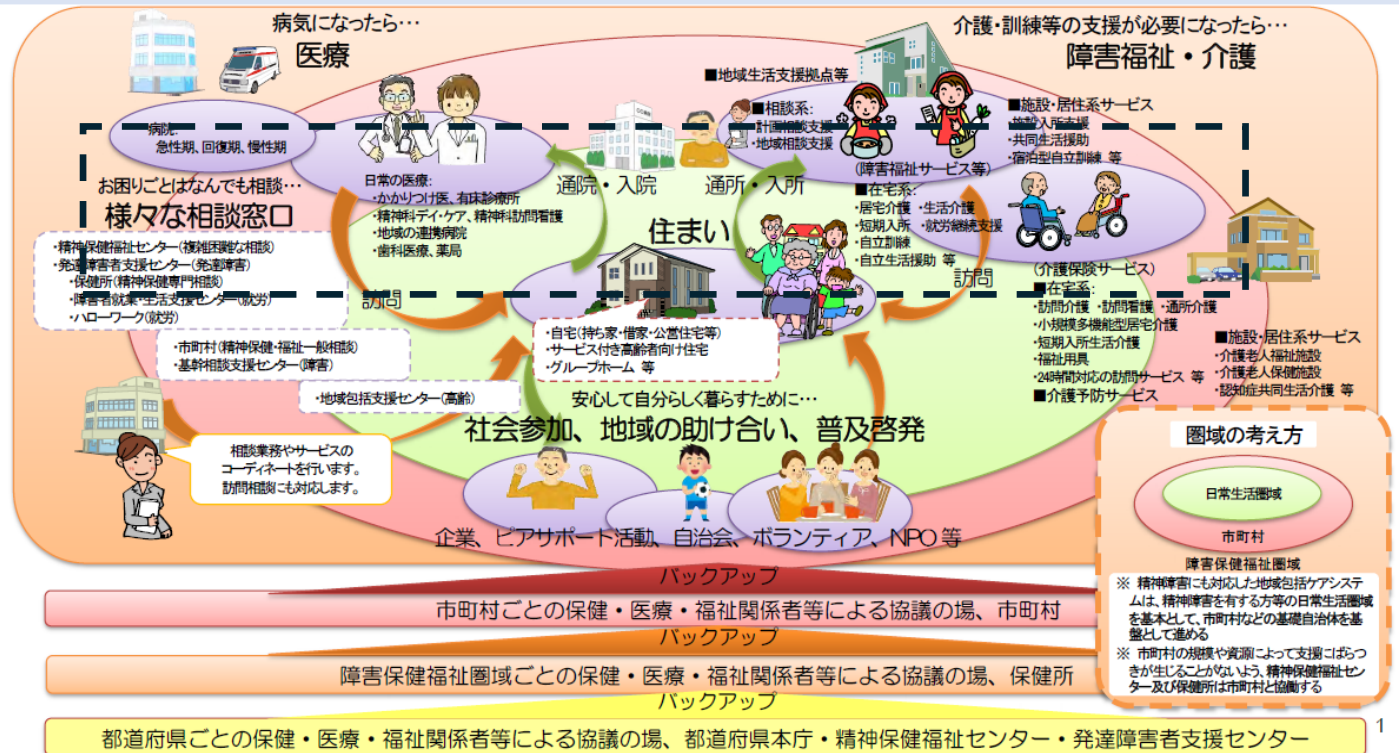
1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

平成29年にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下、「にも包括」という。）の構築を目指すことが新たな理念として明確にされ、障害福祉計画及び医療計画に基づき、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するよう示されたところです。

(資料1) にも包括のイメージ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



具体的には、地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「にも包括」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められているところです。

(資料2) 国が「にも包括」の推進に向けて示した事業と本市の取組（「保健予防課」が実施）

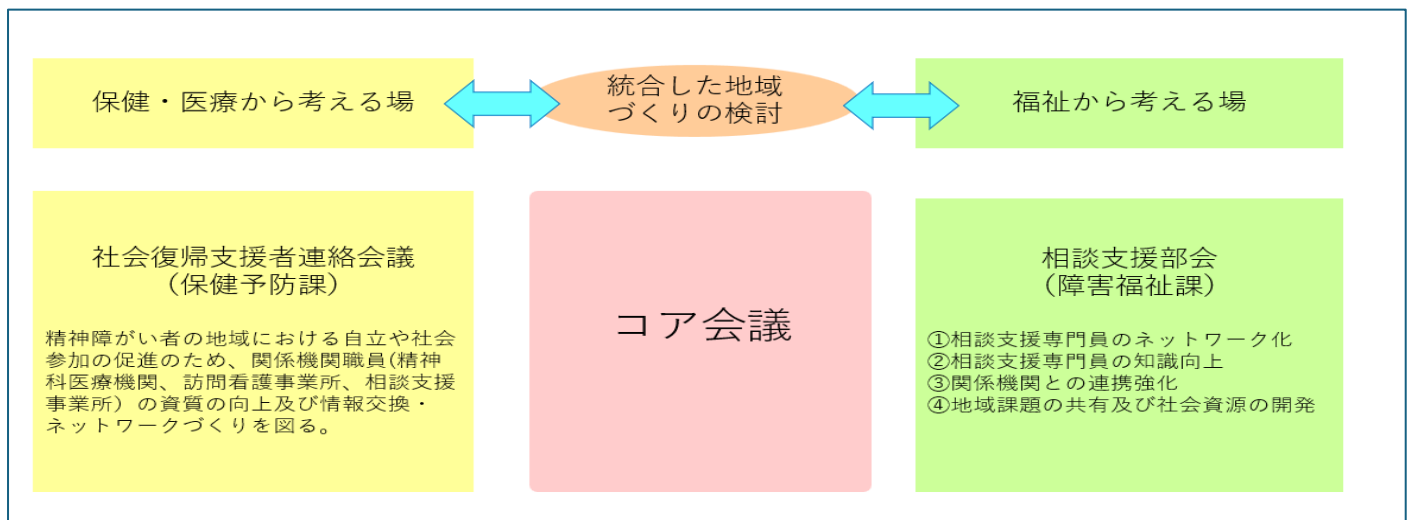
	国が示した事業	本市における主な取組
1	保健・医療・福祉関係者による協議の場	
2	普及啓発にかかる事業	心の健康教室、健康講演会、自殺対策予防週間・強化月間
3	住まいの確保と居住支援に係る事業	グループホーム、宿泊型自立訓練など (住宅課) 居住支援協議会
4	当事者、家族等の活動支援に係る事業	家族会、当事者会の支援
	ピアサポートの活用に係る事業	就労ピアサポートサロンおおいた
5	精神医療相談に係る事業	保健師、医師、相談員による訪問相談
	医療連携体制の構築に係る事業	相談支援部会、社会復帰支援者連絡会議
6	精神障害者の地域生活支援に係る事業	退院後支援事業、自殺企図者への相談支援、地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助、社会資源ガイドブック、あんしんコール
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	相談支援部会、自殺対策庁内NW会議、心のサポーター養成研修
8	その他包括ケアの構築に資する事業	ゲートキーパー養成研修

2. 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」について

国が「にも包括」の推進に向けて示した事業のうち、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置が必須とされていたことから、障害福祉課と保健予防課（精神保健担当班）において、「協議の場」の設置に向けた協議を行ってきました。

協議の場に求められる役割としては、「①保健医療から地域を考える起点」と「②福祉から地域を考える起点」を「③統合した地域づくりを検討する場」とされていることから、両課をはじめ「福祉関係者」や「医療関係者」を加え、「にも包括」の推進に向けた企画・運営を行う「コア会議」を令和7年8月に設置して、既存の会議体を活用しながら、医療と福祉の連携体制の構築を目指すこととしました。

(本市における「会議体」としての協議の場)



(コア会議メンバー)

	所属	職種	氏名
1	相談支援センター もりのおうち	主任相談支援専門員	金澤 康隆
2	大分市障がい者相談支援センターきぼう 2 1	主任相談支援専門員	芦刈 弘城
3		精神保健福祉士	石井 浩司
4	衛藤病院 事務部 福祉課	相談支援専門員 精神保健福祉士	大塚 真也
5	大分下郡病院 地域医療連携課	精神保健福祉士	後藤 満由見
6	大分市保健所保健予防課 (精神保健担当班)		
7	障害福祉課 (障害福祉サービス担当班)		

3. 令和7年度の取組について

①第1回コア会議開催 (8月)

「相談支援部会」「社会復帰支援者連絡会議」を活用しながら、「精神科病院PSW」や「相談支援専門員」等から医療と福祉の連携に関する課題把握を行うこととしました。

②分野別相談支援部会開催 (9月) 相談支援専門員 (30名) 参加

「精神科病院PSW」との連携における課題を把握しました。

③社会復帰支援者連絡会議 (11月)

精神科病院PSW (16名) 相談支援専門員 (15名) 訪問看護事業者 (18名) 参加
退院支援にかかる事例を通じて「多職種連携」に関する課題を把握しました。

主な課題・意見

ア. 連携のタイミングや方法が確立されていないこと。

退院に向けては早めに相談して欲しい。相談窓口不在の外来受診者の連携方法など

イ. 医療・福祉とも受入先 (サービス) に関する情報が共有できていない。

詳しいグループホーム、就労B型事業所、内科疾患等も対応できる病院など

ウ. お互いの役割 (得意分野) を理解できるような場を継続して欲しい。

④第2回コア会議開催 (令和8年2月)

令和7年度の振り返り及び今後の取組について協議しました。

4. 今後の取組について

各会議等を通じて把握した「医療と福祉の連携に関する主な課題」は以下のとおりです。

医療側から見る課題	福祉側から見る課題
患者が利用する事業所が変わっていた	敷居が高く相談しにくい
協議もなく事業所側の意向をお願いされる	電話しても誰に繋いで良いか分からない
日頃の情報提供もなく状態が悪化した患者の入院依頼がある	病院のルールがわからない
何を頼んだらいいかわからない	福祉ができることを理解してくれない

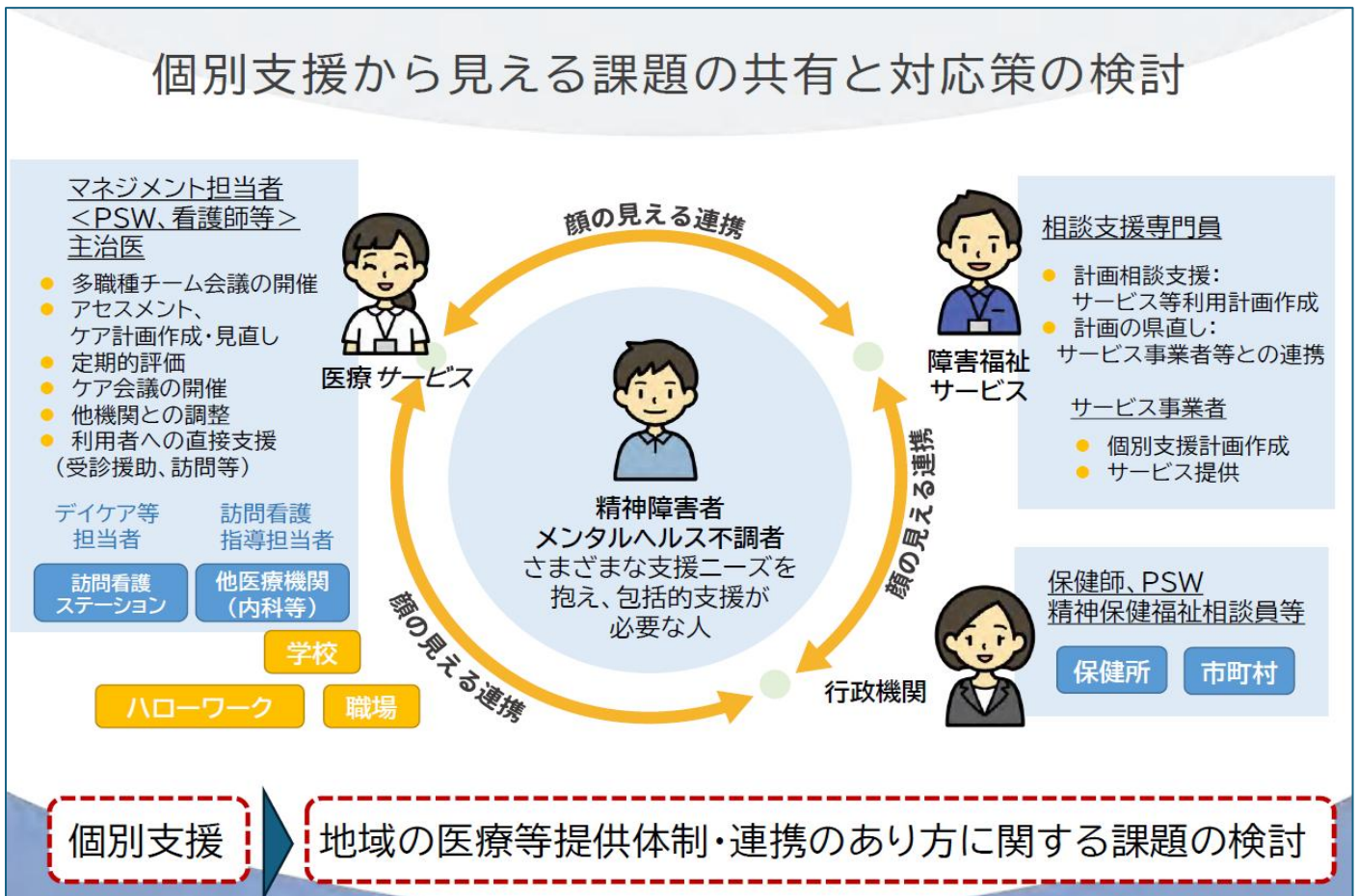


現状の課題	お互い何ができる何ができないかがわからない (各職種の役割やできること・できないことの認識が不十分)
-------	---

来年度以降も「社会復帰支援者連絡会議」「相談支援部会」等を活用しながら、精神障がいのある方が地域生活を送ることができるよう「退院支援」や「地域移行・定着」に向けて、精神科病院PSWや相談支援専門員等の知識・支援の質の向上に取り組みます。

また、その実現のためには両職種の連携が不可欠であることから、「お互いの役割を理解できる場」を確保することによる「顔が見える関係づくり」によって、課題の共有や対応策の検討に取り組みます。

(本取組によって目指すもの)



各専門部会の令和7年度活動報告

1. 差別解消推進部会

概要	障がい者や家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた検討を行います。
主な取組 (協議内容)	<p>①障害者差別解消法に関する普及啓発</p> <p>ア 障害者差別解消法に関する周知啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年9月16日に中央町商店街とガレリア竹町商店街の事業者へ啓発用パンフレットを配布 ・令和7年10月18日の「輪い笑いフェスタ」において、リーフレットの配布。 <p>イ 心のバリアフリー研修の実施 4回（延べ参加者数 約240人）</p> <p>②差別解消推進部会の開催</p> <p>令和8年1月9日に開催し、「大分市」「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」「大分市障がい者虐待防止センター」で受けた相談事例の共有・協議を行いました。</p> <p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に一方向的な負担をお願いするのではなく、障がい者自身も「自分でできることはする」など両者が歩み寄ることが大事である。 ・啓発用パンフレット等の配布時や心のバリアフリー研修時に「差別解消推進部会委員」にも声をかけてほしい。 ・心のバリアフリー研修時に社協等と連携して、各学校における福祉教育において、研修・体験活動等を行ってはどうか。
特記事項	来年度も相談事例の収集や効果的な周知方法等について検討します。

《大分市共生社会ホストタウン事業》

「心のバリアフリー研修」を実施しています



「バリアフリーって何？」
「ユニバーサルデザインって何？」
「ノーマライゼーションって？」

職場で、地域で、「障がい」を学んでみませんか？

《心のバリアフリー研修とは》

誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修です。



【受講対象者】

- 大分市に居住もしくは勤務する方
- 障がいのある方へのおもてなしを身につけたい事業者の方
- 障がい者を雇用する、または障がい者の雇用を検討している事業者の方
- 「障がい」について正しく理解したい方、実践的な対応方法を学びたい方
- 大分市をもっと暮らしやすい街にしたいとお考えの方

【開催期間】 4月1日～翌年2月28日

【開催費用】 無料（研修会場等の手配は申込者の負担となります）

【開催形態・時間帯】

- 研修講師が、申込者の指定するご希望の場所に出向く出前講座形式です
- 10時～21時の間の開催で、ご希望の日を指定できます。（土日祝可能）

【研修プログラム】

講座名	時間	内容	定員
Aコース ＜基礎研修＞	60分	・「障がい」に関する法律や制度の解説 ・車いす利用者への支援実践	概ね10名～30名
Bコース ＜発達障がい研修＞	90分	・「障がい」に関する法律や制度の解説 ・「発達障がい」「自閉症」への理解	
Cコース ＜総合研修＞	90分	・「障がい」に関する法律や制度の解説 ・車いす利用者への支援実践 ・「発達障がい」「自閉症」への理解	

【申込方法】

下記の申込票に必要事項を記入し、FAXもしくはメールでお申し込み下さい。

※ 研修開催希望日時の重複等により受付不可場合があります。調整連絡いたします。

※ 開催希望日の1カ月以上前にお申込みください。

【その他】

・研修に必要な会場（会議室や研修室）の確保、機材（プロジェクター、スクリーン、マイク等）の準備については、申込者で準備をお願いします。

・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、オンライン講座にも対応可能です。（インターネット環境等により、必ず可能とは言えませんので、ご相談ください。）

・プログラムの所用時間や定員について、変更希望がある場合はご相談に応じます。

【申込・問い合わせ先】大分市障害福祉課 管理担当班 TEL 097-537-5785

FAX 097-537-1411

E-mail syogaifuku@city.oita.oita.jp

「心のバリアフリー研修」申込票

企業/団体名		予定参加人数	人
担当者氏名	部署（ ）	連絡先	
住所			
メールアドレス			
希望研修コース	A	B	C
希望開催日時	月	日（曜日）	時～
	その他・要望		

2. 就労支援部会

概要	障がい者の一般就労等への支援や民間企業との連携等をテーマとして、就労系福祉サービス事業所の質の向上や関係機関との連携を図る。																																																																									
主な取組 (協議内容)	<p>①就労ピアサポートサロンの開催</p> <p>就職活動または一般就職している障がい者に対する「交流・情報交換の場」として、毎月第3日曜日にJ:COM ホルトホール大分で開催するとともに、10月に開催した「輪い笑いフェスタ！（大分市福祉の集い）」においてブースを設置し、出張サロンを実施しました（啓発用ノベルティの配布も併せて実施）。</p> <p>ピアサポートサロンの開催状況及び参加者数（令和8年2月現在）</p> <table border="1" data-bbox="236 824 1441 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和7年度</td> <td>新規</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>11</td> <td></td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>14</td> <td></td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> <td>13</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加者の感想（アンケートより引用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人と話すことができ楽しかった。 ・就労に対する意欲・意識がより強くなった。 ・悩みを吐き出すことができよかった。 ・自分以外の人の体験や経験が聞けてよかった。 <p>②社会資源ガイドブックのホームページ掲載</p> <p>障がいのある方やその家族等が、事業所を選ぶ際の参考となるよう、市内の就労支援事業所等の利用時間、作業内容および職員体制等の情報を本市のホームページに掲載しています。</p> <p>（令和7年3月時点 掲載事業所数 120／146）→掲載率82%</p> <p>※（参考）令和6年度 掲載事業所数 110／136）→掲載率81%</p>			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和7年度	新規	4	2	0	2	1	3	1	4	6	4	3		30	継続	12	12	7	6	4	6	8	11	11	10	11		98	計	16	14	7	8	5	9	9	15	17	14	14		128	令和6年度		13	5	7	13	9	9	10	8	14	11	14	11	124
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																												
令和7年度	新規	4	2	0	2	1	3	1	4	6	4	3		30																																																												
	継続	12	12	7	6	4	6	8	11	11	10	11		98																																																												
	計	16	14	7	8	5	9	9	15	17	14	14		128																																																												
令和6年度		13	5	7	13	9	9	10	8	14	11	14	11	124																																																												

③就労系福祉サービス事業所等意見交換会（令和8年2月3日開催※）

各事業所における日頃の訓練や一般就労に向けた支援に活用することを目的として令和6年度に作成し、令和7年度から使用開始した「おおいた就労パスポート」について、その「活用状況」や「どのような場面で活用できそうか」等をテーマにグループディスカッションを行いました。

※指導監査課が実施する「集団指導講習会」と同日開催

④就労選択支援事業者に対する評価

就労選択支援事業は、事業の中立性の確保の観点から、新規事業指定の申請にあたり、自立支援協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けることとされています。

本市では、就労支援部会において、評価シートを活用し、新たに開設する事業者の①運営方針や施設の特徴、人員配置予定等、②就労アセスメントを行うための手法、支援の質の確保のための取り組み、中立性の確保といった具体的な支援の実施内容、③相談支援事業所やハローワーク、支援学校等との多機関連携の状況等について、就労選択支援の目的に沿っているか評価を行いました。

評価実施日	事業者名	事業所名
令和7年9月4日	社会福祉法人 つわ露会	Fun Like
	社会福祉法人 新友会	ひまわりフードサービス
	社会福祉法人 博愛会	博愛会地域総合支援センター 多機能型事業所
	特定非営利活動法人 銀河鉄道	銀河鉄道
令和8年2月19日 (予定)	合同会社ロイヤルウォッシュ	就労移行支援事業所 ディーキャリア大分オフィス

※就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして創設されました（令和7年10月1日施行）。

3. 子ども部会

概要	障がいの早期発見と隙間のない支援をテーマとして、関係機関のネットワークづくりを行う。
主な議事 (協議内容)	<p>子ども部会の開催</p> <p>第1回 令和7年 8月28日開催 第2回 令和7年11月26日開催 第3回 令和8年 2月25日開催 (予定)</p> <p>① 児童発達支援センターとの連携について</p> <p>障がい児支援体制の整備にあたり、中核的役割を担う児童発達支援センター(市内8カ所)と連携を図るため、「児童発達支援センター連絡会議※」を開催し、日頃から児童や保護者と接する中で感じている課題等を集約した上で、本部会における取組等に関する検討を行いました。</p> <p>※第1回 令和7年6月・第2回 令和7年10月開催</p> <p>② 保育所等訪問支援事業の質の向上と周知について</p> <p>近年、急増している保育所等訪問支援事業所の訪問支援員を対象に、令和8年1月26日に「連絡会」を開催しました。</p> <p>当日は講師による好事例紹介やグループワークを実施し、教育機関をはじめとした訪問先施設との関係づくり等に関する共有や意見交換等を行いました。(24事業所参加)</p> <p>また、本事業の円滑な実施に向けて、これまでの校長会における事業説明に加え、今後は教職員向けの研修や、事業所が訪問先施設での説明等に活用できるよう紹介チラシを作成しています。</p> <p>③ 放課後等デイサービス事業所に向けた研修について</p> <p>大分県が実施する研修や児童発達支援センターが実施する研修を活用することとし、令和7年12月に「大分県障害児通所支援連合会」が実施する研修会を案内するとともに、指導監査課による「集団指導」を実施しました。(68事業所参加)</p>

保育所等訪問支援について

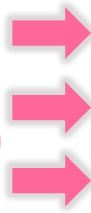


保育所等訪問支援とは…

療育を必要とするお子さんが過ごす保育所や学校等に専門の訪問支援員が訪問し、集団生活に適応するための支援を行います。保護者の希望により市に申請を行い、保護者と契約した保育所等訪問支援事業所が施設に伺います。(※1)

<例えばこんな場面で…>

- ・集団のルールを守れない
- ・気が散りやすく、じっとしてられない
- ・かんしゃくを起こしたり、自分を傷つけたりする



<直接支援>

・お子さんの集団への適応や日常生活動作等の支援を実施し、訪問先施設に引き継ぎます。

<間接支援>

・特性を踏まえた支援方法やかかわり方を先生方と一緒に検討します。

<訪問対象施設>

保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設

<訪問支援員>

保育所等訪問支援事業所に所属する「児童指導員」「保育士」「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「心理担当職員」等の有資格者

保育所等訪問支援は、児童福祉法第6条の2の2第6項に位置付けられている「障害児通所支援」の1つです。

事前に施設での様子についての聞き取りや見学のご依頼、受入の可否等お尋ねさせていただくことがありますが、施設でのお子さんの様子等を踏まえ、保護者や相談員とご相談ください。

「保育所等訪問支援」を利用するには、市へ「障がい児通所受給者証」の申請が必要です。(申請についてはこちら)

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/1353482457059.html>



大分市内の事業所一覧についてはこちら

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/1323838778549.html>

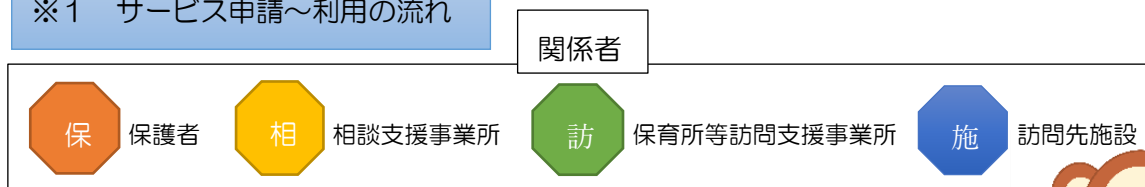


参考・「保育所等訪問支援ガイドライン(R6年7月子ども家庭庁)」

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki



※1 サービス申請～利用の流れ



①保護者の希望により市へ利用申請を行う

②相談支援専門員がたてた計画をもとに担当者会議を実施

- ・こどもや家族の意向、課題と総合的な援助方針等を共有し、ニーズに対応した支援を検討します。

※必要に応じて訪問先施設の方にも参加依頼があります。

③保護者と契約した保育所等訪問支援事業所が個別支援会議を実施

- ・こどもや家族の意向に加え、訪問先施設の意向や個別の教育支援計画等を聞き取り課題を整理します。

※訪問先施設の方の会議への参加、もしくは会議前後の情報共有や意見の聴取が必要です。

④訪問先施設で支援を実施

- ・こども本人への「直接支援」、訪問先施設の方への「間接支援」を実施します。
- ・支援後はフィードバックの機会を設け、こどもへの支援方法について訪問先施設の方と共有します。
- ・保育所等訪問支援事業所は保護者へ支援の様子を報告します。

～事例紹介～ 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書より

運動会終了後から離席・離室がみられるようになり、係活動を拒む等反抗的な態度が増えた。些細なことで感情的になりやすい。課題に集中した後は疲れやすい。

特別支援学級を利用して
いるA君の場合

保育所等訪問支援の導入

- ・文字の書き間違いなど些細なことで感情的になり、離室・離席につながっていた。
- ・情緒的に安定して授業に取り組めることを重視し、毛布に包まって情報をシャットアウトしながら机に突っ伏してもよい休憩時間を容認。
- ・係活動は「やりたくない」ではなく「失敗したくない」という本人の思いがあると見立て、支援員が介助をしながら一緒に実施し、先生にも支援の意図を共有した。

頻度：月2回

離室はほぼなくなり、離席や大声も疲労が原因と考えられた。係活動を担うことでクラスメイトや先生から認められる機会が増えた。



4. 医療的ケア児部会

概要	保健、医療、保育、教育等の関係者により、医療的ケア児とその家族の支援に関する取組を行う。														
<p>主な取組 (協議内容)</p>	<p>医療的ケア児支援検討部会の開催 第1回目 令和7年8月28日開催 第2回目 令和8年2月25日開催予定</p> <p>①医療的ケア児等コーディネーターについて 今年度から養成研修が再開されたため、医療的ケア児への支援実践等がある相談支援専門員4名を新たに配置しました。 また、令和7年2月に開催した相談支援部会（児童・医療的ケア児部会）を活用して、医療的ケア児への支援に関する課題等について把握しました。（2回目の部会で協議予定）</p> <p>(参考) 医療的ケア児等コーディネーター配置状況</p> <table border="1" data-bbox="389 958 1398 1106"> <tr> <td>相談支援専門員(障害児相談支援事業所10カ所)</td> <td>12名 (新規4名含む)</td> </tr> <tr> <td>医療機関・訪問看護ステーション</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>②医療的ケア児在宅レスパイト事業について 医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える訪問看護サービスを提供する当該事業について、「受託事業者（訪問看護ステーション）」を対象として情報交換会を開催しました。（令和7年5月・10月開催）</p> <p>主に実施状況や課題の共有、訪問看護ステーションの限られた人材を有効活用するために、医療的ケア児が利用できる「障害福祉サービス等」の紹介等を行いました。 今後も情報共有・意見交換の場を継続していく予定です。</p> <p>(参考) レスパイト事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1778 1353 1975"> <tr> <td>登録者数</td> <td>31名</td> <td rowspan="2">令和8年1月末現在</td> </tr> <tr> <td>受託訪問看護ステーション</td> <td>14事業所</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>23名</td> <td rowspan="2">令和7年12月末現在</td> </tr> <tr> <td>総利用時間</td> <td>808時間</td> </tr> </table>	相談支援専門員(障害児相談支援事業所10カ所)	12名 (新規4名含む)	医療機関・訪問看護ステーション	3名	登録者数	31名	令和8年1月末現在	受託訪問看護ステーション	14事業所	利用者数	23名	令和7年12月末現在	総利用時間	808時間
相談支援専門員(障害児相談支援事業所10カ所)	12名 (新規4名含む)														
医療機関・訪問看護ステーション	3名														
登録者数	31名	令和8年1月末現在													
受託訪問看護ステーション	14事業所														
利用者数	23名	令和7年12月末現在													
総利用時間	808時間														

5. 生活支援部会

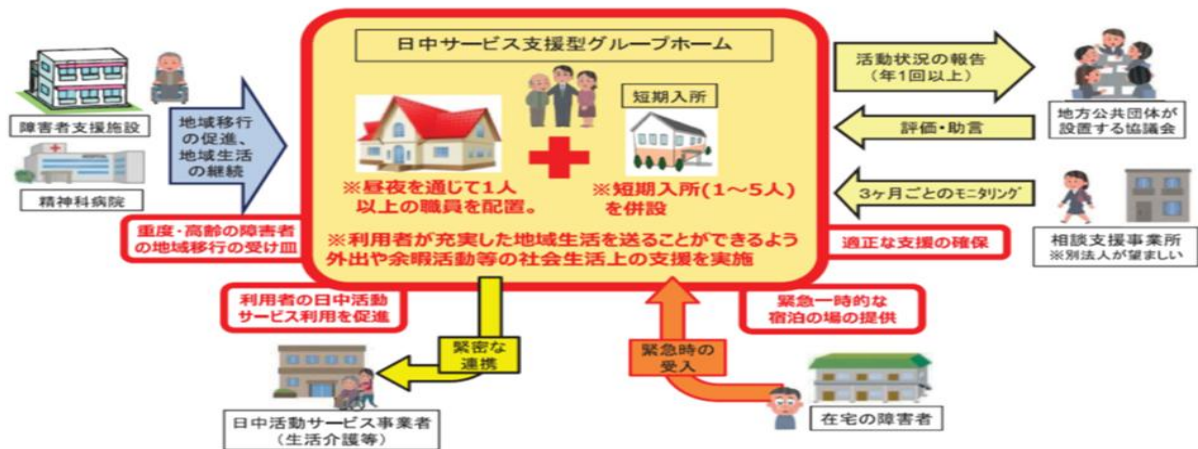
概要 障がい者が地域で生活するために、高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、住まいや緊急時の対応等に関する支援を検討する。

①グループホームの空き情報に関するホームページ掲載

(令和8年1月末現在 掲載数 159カ所)

②第1回生活支援部会の開催 (令和7年7月23日開催)

新たに日中サービス支援型グループホームを立ち上げる「ソーシャルインクルー(株)」に対して評価・助言を実施しました。



主な議事

※市内の日中サービス支援型グループホーム (令和8年1月末現在)

法人名	(有)さくら荘	(株)システムコンサルタント	ソーシャルインクルー(株)
事業所名	日中サービス支援型グループホームさくら親児会1	3 G I F T L i v i n g	ソーシャルインクルーホーム大分細
定員	10人	20人	20人

③第2回生活支援部会の開催 (令和7年12月23日開催)

障がい者相談支援センターの運営やあんしんコールの対応等に関する協議を実施しました。(議事1「基幹相談支援センターの設置について」参照)

④第3回生活支援部会の開催 (令和8年3月開催予定)

日中サービス支援型グループホームの運営等に関する評価・助言を実施します。

6. 相談支援部会

概要	相談支援専門員同士のつながりを強化することで、質の向上・人材育成や関係機関との連携強化に向けた取組を行う。
主な取組 (協議内容)	<p>① 相談支援事業所の情報等に関するホームページ掲載 障がい者や家族等が相談支援事業所を探す際の参考となるよう連絡先や空き情報等を掲載（令和8年1月末現在 掲載事業所数 63）</p> <p>② 「分野別」相談支援部会の開催（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none">・「児童・医療的ケア児（者）」部会 令和7年8月4日（月） スクールソーシャルワーカーとの意見交換を実施（教育機関との連携）・「精神・知的・発達障がい」部会 令和7年9月12日（金） 大分市居住支援協議会事務局員（NPO法人 住むケアおおいた）による講義（住居確保に関する支援）・「身体障がい」部会 令和7年9月16日（火） 地域包括支援センター職員との意見交換（円滑な介護サービスへの移行） <p>③ 「地区別」相談支援部会の開催</p> <p>中央 令和7年11月14日（金） 東部 令和7年11月17日（月） 西部 令和7年11月20日（木）</p> <p>昨年策定した「計画相談支援マニュアル」の振り返りや意見交換など</p> <p>④ 「分野別」相談支援部会の開催（第2回）</p> <ul style="list-style-type: none">・「者」部会 令和8年2月5日（木） 現場で直面している具体的な課題を共有し、その具体的な「解決策」を見出すことを目的とした課題解決に向けた意見交換・「児童・医療的ケア児」部会 令和8年2月6日（金） 現在、医療的ケア児に携わっている方の「具体的な困りごとや課題」や、まだ関わりのない方の「何を知っておくべきか」「どのような不安があるか」など医療的ケア児への支援を考える意見交換